

答 日々の業務の中、暴力的な発言、威嚇、居座り等があるため、その際の対応について助言等ももらっている。相談や面接などの際に同席することはなく、相談者を遠ざけるといったことはない。専門職員の定数は確保できている。

問 生活福祉課の場所は4階にある。精神的に不安定な方が飛び降りようとしたことがあったが、1階にすべきでは。

答 1階にあることが望ましいとは思いますが、現在の場所は福祉ゾーンから外れ、健康ゾーンに位置し、ストレスなく相談、面談に來られるという意味では、他よりも有意な場所であると認識している。

問 ケースワーカー1人につき80世帯という標準数は守られているか。

答 守られている。

問 就労支援はどのような手順で進めているのか。指導・指示は慎重に行うべきとされているが。

答 ケースワーカーと査察指導員が協議を行い、本人の意思を確認した上で就労支援専門員が約3カ月から6カ月を目途に集中的に支援を行っている。基本的には本人の就労



保健センター

希望の意思を尊重し、就労支援による伴走型の支援がなされるようにしている。また、生活保護法第27条による指導・指示ということになるが、これに従ってもらえない場合は62条第4項による弁明の機会を付与する。その後、合理的な理由が明らかでない場合は生活保護の廃止、停止等を行うこともある。

問 生活保護制度を活用することは憲法に謳われている国民の権利であること、そして最後のセーフティネットということを踏まえて、市長の考えを聞きたい。

答 最後のセーフティネットであることと自立のための助けであることの2つは、同時進行であることはしっかりと認識している。非正規雇用が

4割を超える中で、生活の不安定さを誰もが感じていると思う。そのような中で、皆さんの力を社会に役立ててもらえる機会を作っていくことも行政の仕事だと思う。

一般質問
廣井 一隆
(榎原未来)

子育て支援(特にひとり親の場合)

問 本市におけるひとり親世帯の数は把握しているか。

答 ひとり親世帯については、児童扶養手当という経済的支援をしており、その人数は把握している。平成26年2月末現在、所得があり支給停止されている方120名と合計すると1,604名。実際は、未申請、他の年金を受けているため対象外などの人がおり、これより少し多いと思う。

問 離婚や死別された方、未婚のシングルマザーの方などの割合は把握しているか。

答 把握していない。

問 同じひとり親であっても、条件の違いによっては子

育て支援の優遇措置が受けられないという市民の声を聞いたが。

答 税制面の優遇措置としては、寡婦(夫)控除制度があり、配偶者と死別または離婚され、その後再婚されていない方について、扶養親族である子を有するなどの一定要件を満たす場合に、税額計算において所得から一定額が控除され、税負担の軽減が図られるものである。しかし、この制度は法律婚の経験を条件としており、未婚の母であるシングルマザーの方にはこの制度は適用されない。適用するためには、法改正が必要であり、市単独では変更できない。

問 公営住宅の入居、家賃、保育料などについてはどうか。

答 保護者が求職中である場合など就労支援が必要と思われる家庭の児童においては、入所審査の際、通常より優先度を高くしている。公営住宅の家賃設定は、公営住宅法に則して申込者本人の収入等の申告に伴って行っており、配偶者と離婚、死別された方は、特別控除の対象となっている。しかし、未婚のシングルマザーの方はこの対象ではない。

問 親の経済能力により教育を受ける機会に差が出ると思われるが、市としての考えは。

答 義務教育は、皆ひとしく教育を受ける機会があり、校外での、塾や家庭教師などの部分において差が出ていると認識している。本市は、公教育においては、所得の困難な家庭については、就学援助などの制度があり、それらによって支援している現状である。

問 水道料金はどうか。

答 ひとり親家庭に対しての水道料金の減免は行っていない。ただ、状況や必要に応じ、榎原市水道条例第33条、料金等の軽減又は免除を適切に運用していきたい。

大災害時に避難される方々の受け入れや、また逆に受け入れてもらえる信頼関係

問 本市が結んでいる3市協定とはどのようなものか。

答 大阪府羽曳野市、和歌山県田辺市と3市相互応援協定を結んでいる。これは3市のうちいずれかが被災した場合に要請、または必要に応じて残りの市が人的・物的支援を行うものである。昨年、相互に重要データを保管し合う協